

ここに
注目!

労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向は「労働法ナビ」の「改正法情報」で随時更新中
<https://www.rosei.jp/lawdb/>

労働安全衛生関係

情報通信機器を用いた安全委員会等の開催について

近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、情報通信機器を用いて安全委員会等を開催することへのニーズが高まっている中、情報通信機器を用いた開催においても、事業場における安全衛生に係る問題の十分な調査審議が確保されるよう、「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条、第18条及び第19条の規定に基づく安全委員会等の開催について」（令 2. 8.27 基発0827第1）と題した行政通達が発出された。ここでは、その内容について解説する。

情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条、第18条及び第19条の規定に基づく安全委員会等の開催について（令 2. 8.27 基発0827第1）

鳥飼祐介 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 安全委員会等とは

労使が一体となって労働災害防止を図り、労働者の危険または健康障害を防止するための基本となるべき対策（労働災害の原因および再発防止対策等）などの重要事項について労働者の意見を反映させるよう十分な調査審議を行うために、一定の要件[図表1]の下に安全委員会や衛生委員会を開催することが義務づけられている。安全委員会および衛生委員会の両方を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。ここでは、安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会を総称して「安全委員会等」と表記する。

なお、安全委員会および衛生委員会において調査審議が必要とされている事項は、[図表2]のとおりである。

2. 通達の留意点に沿う具体的な方法

本通達では、情報通信機器を用いた安全委員会等の開催について、開催に用いる情報通信機器に関する事項と、運営に関する事項に係る留意事項を定めている。

まず、安全委員会等の開催に用いる情報通信機器については、以下のすべての要件を満たしている必要がある。

1. 安全委員会等を構成する委員（以下、委員）が容易に利用できること
2. 映像、音声等の送受信が常時安定しており、委員相互の意見交換等を円滑に実施することが可能なものであること
3. 取り扱う個人情報の外部への情報漏洩^{ろうえい}の防止や外部からの不正アクセスの防止の措置が講じられていること

図表1 安全委員会、衛生委員会を設置しなければならない事業場

	業 種	常時使用する労働者の数	安全委員会	衛生委員会
1	林業、鉱業、建設業、製造業の一部（木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業）、運送業の一部（道路貨物運送業、港湾運送業）、自動車整備業、機械修理業、清掃業	50人以上	必要	必要
2	製造業（1以外）、運送業（1以外）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	100人以上	必要	必要
		50人以上 100人未満	義務なし	必要
3	1と2以外の業種	50人以上	義務なし	必要

図表2 安全委員会および衛生委員会において調査審議が必要な事項

安全委員会	①労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること
	②労働災害の原因および再発防止対策で、安全に係るものに関すること
	③①②以外の、労働者の危険の防止に関する重要事項
衛生委員会	①労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
	②労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
	③労働災害の原因および再発防止対策で、衛生に係るものに関すること
	④①～③以外の、労働者の健康障害の防止および健康の保持増進に関する重要事項

上記条件を満たす具体的な対応策としては、情報漏洩や不正アクセス防止のための措置を講じたパソコンを、常時利用可能な状態で委員に貸与した上で、各人がネットワーク上で映像や音声によって安定的に意思疎通できるような状況が考えられる。

次に、情報通信機器を用いた安全委員会等において、委員相互の円滑な意見交換等が即時に行われ、必要な事項についての調査審議が尽くされていることが運営の要件とされる。通達では、音声通信による開催やチャット機能を用いた意見交換等による開催は、調査審議に必要な資料が確認でき、委員相互の円滑な意見交換等および必要な事項についての十分な調査審議が可能であるとされた。

これを実際の状況に当てはめると、委員が各自パソコンから社内ネットワーク回線やインターネット

回線を用いたWEB会議システムに同時接続し、調査審議に必要な資料をパソコンの画面上で共有しながらリアルタイムで意見交換ができるような状況が考えられる。

通達では、上記のような即時性のある方法が原則とされているが、条件を満たせば、電子メール等を活用した即時性のない方法により開催することとしても差し支えないとされている。それは、委員相互の円滑な意見交換等および必要な事項についての十分な調査審議が可能となるよう、開催期間、各委員への資料の共有方法および意見の表明方法、委員相互で異なる意見が提出された場合の調整方法、調査審議の結果を踏まえて事業者に対して述べる意見の調整方法等について、以下に掲げる事項に留意の上、あらかじめ安全委員会等で定められている場合である。

- ①資料の送付等から委員が意見を検討するための十分な期間を設けること
- ②委員からの質問や意見が速やかに他の委員に共有され、委員間で意見の交換等を円滑に行うことができること。その際、十分な調査審議が可能となるよう、委員全員が質問や意見の内容を含む議論の経緯を確認できるようにすること
- ③委員からの意見表明等がない場合、当該委員に対し、資料の確認状況および意見提出の意思を確認すること
- ④電子メール等により多数の委員から異なる意見が提出された場合等には委員相互の意見の調整が煩雑となることから、各委員から提出された意見の調整に必要な連絡等を行う担当者をあらかじめ定める等、調査審議に支障を来すことがないようにすること

3.実務上の留意点

情報通信機器を用いて開催した安全委員会等においても、委員会の意見および当該意見を踏まえて講じた措置の内容のほか、委員会における議事で重要なものについて、書面により記録し、これを3年間保存する必要がある（労働安全衛生法103条1項および労働安全衛生規則23条4項）。

なお、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）により作成および保存する場合には、「労働基準監督官等の臨検時等、保存文書の閲覧、提出等が必要とされる場合に、直ちに必要事項が明らかにされ、かつ、写しを提出し得るシステムとなっていることが必要であること」等とされているので、留意が必要である（平17. 3.31 基発0331014）。